

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の運営を目的に設立された公益財団法人にかかる運営費負担金である。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>(公財) 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館は、県と市が共同で設立した財団であり、不足する運営費は、県と市が負担することを定めていることから、相手方は同法人以外にない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。